平成２１年（再ロ）第１００３５号
千葉県柏市緑ケ丘21―４
再生債務者　石井　　隆
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００４５号
東京都世田谷区世田谷３―24―15―203
再生債務者　近藤　貴司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００４９号
東京都立川市幸町６―20―20―103
再生債務者　齋藤　敦志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年７月31日まで
平成21年７月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第７号
福岡市東区舞松原４丁目１番1024号
再生債務者　黒木　美勝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月６日まで
平成21年７月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第４号
福島県郡山市緑ケ丘西１丁目７番地の２
再生債務者　波多野はるか
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月17日まで
平成21年７月17日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
神戸市西区神出町五百蔵142―348
再生債務者　黒田　良作
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年８月21日まで
平成21年７月21日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
山形県鶴岡市宝町５番８号
再生債務者　小野　敏男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月17日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（再ロ）第３２号
沖縄県那覇市寄宮１丁目24番６号
再生債務者　渡具知惇光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月16日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第１号
沖縄県中頭郡西原町字小波津616番地の５仲松アパート302号
再生債務者　宮城佐和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月16日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第２号
大分市中津留１丁目１番５―802号サーパス中津留
再生債務者　今井　　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月17日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再ロ）第２号
宮崎市中村東２丁目４番４号　江南ビル420号
再生債務者　炭倉　克彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月17日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
兵庫県宝塚市宝松苑13番56―403号
再生債務者　重谷　千絵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月16日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（再ロ）第２号
香川県丸亀市川西町南甲233番地９　ガーデンタウンＹ・Ｏ―２号
再生債務者　大野　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月17日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（再ロ）第１７号
熊本市島崎２丁目35番７号
再生債務者　安武　幸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月17日
熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１１号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ45―609号
再生債務者　垣内　清隆
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年７月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成21年７月16日
大阪地方裁判所第６民事部

会社公告

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権
し　て存続し乙は解散することに利
承　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
継　の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十一年七月十五日
　　掲載頁　一二一頁（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十一年七月十日
　　掲載頁　一〇五頁（号外第一四六号）
　平成二十一年七月二十九日
　東京都千代田区九段北九―一丁目八番一〇号
　（甲）北の丸ベトナーズ株式会社
　代表取締役　服部　隆秀
　東京都中央区日本橋人形町三丁目一一番一〇号
　（乙）株式会社MS&Consulting
　代表取締役　並木　昭憲

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権
し　て存続し乙は解散することに利
承　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
継　の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十一年五月二十八日
　　掲載頁　一〇七頁（号外第一一〇号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
　平成二十一年七月二十九日
　東京都中央区新川二丁目九番一号
　（甲）株式会社シネマ
　代表取締役　山口　良成
　東京都江戸川区北小岩七丁目三番一七号
　（乙）有限会社マウンテン
　代表取締役　山口　吉久